

PEFC ST 2002-1:2024 研修資料

ケーススタディ

1. 投入原材料の考慮、加工、生産品への主張

PEFC ST 2002-1:2024の適用を認証範囲含に追加し、以下の投入原材料扱っているベトナムに本拠を置くPEFCおよびFSC認証組織。

- (a) ベトナムの植林地からの非認証材
- (b) ベトナムの植林地からの FSC 管理材

質問

- (1) これら2つの原材料は、PEFC EUDR原材料カテゴリーではどのように分類されますか？

回答 = 両方とも ”非 PEFC-EUDR” に分類されます。

- (2) 規格第5章のどこに、これら2つの投入原材料に関する規定が記述されていますか？

回答 = 5.1.3.5.1.2 に言及している。

- (3) 納品書の一つに ”混合樹種 ”と記載されている非認証の投入原材料について、これを受け入れることは可能ですか？ もしそうでなければ、どの指標にその要件が規定されていますか？
あなたが認証取得組織であれば、次に何をしますか？

回答 = 受け入れられません。5.1.2aには、必要な樹種の学名の記載が求められているので、必要な情報を要求します。情報が得られない場合は、その材料は5.1.3に従って重大なリスクに分類します。

- (4) FSC管理材の場合、EUDRのDDSの一環として、その原材料がリスクなしあるいは極小リスクであることを確認するため組織はどのようなステップを取ることができますか？

回答 = 表3の v 及び表5を参照。組織は、FSC 認証材に関する管理材サマリーレポートを FSC データベースで確認することができます。
また、必要に応じて供給者にさらに質問をする必要があります。

- (5) この組織は、PEFC EUDR DDSを実施し、これらの原材料を適切に加工したと仮定します。この原材料は、テーブルベースを作るために使用され、その後、最終的な製造と組み立てのために輸出されます。そのテーブルベースに対する主張はどのようになりますか？

回答 = PEFC-EUDR PEFC 管理材

- (6) この組織がこの製品について顧客に伝える必要のある情報を挙げてください。

回答 =4.4.1 組織は、PEFC顧客に対して「PEFC-EUDR主張」を行うPEFC製品グループからの製品について、以下の文書を提供しなければなりません：

a) 関連製品の量：

i. EU市場に出入りする関連製品の場合、数量は正味質量キログラムで表され、該当する場合はHSシステムコードを示す理事会規則(EEC)No 2658/87(20)の附属書 I に定められている補足単位で表示されます。

ii. それ以外の場合はすべて、数量は、正味量、または該当する場合は品目の体積または個数で表されます。

補足単位は、DDステートメントで参照されるHSコードの小見出しにおいて定義されている場合に適用されます。

b) 適用されるPEFC COC主張に加えて、各PEFC主張製品に対する特別な PEFC-EUDR の主張および

c) 必要に応じて、顧客が適切にPEFC EUDR DDSを実施するために必要な追加情報。
(EUDR 9.1b)

5.1.2 組織は、参照番号なしPEFC EUDRとして分類され「PEFC EUDR主張」を付して納入された関連製品については、以下の情報を供給者から適切に入手し、記録しなければなりません。

a) 該当する関連製品の製品名および種類。木材を含むまたは木材を使用して製造された関連製品の場合には、樹種の一般名および学名、製品の説明。製品の説明には、それに含まれる、またはそれらの製品の製造に使用される関連産品または関連製品のリストが含まれなければなりません。(出典: EUDR 9.1a)

b) 関連製品および該当する場合はその一部の収穫国(出典: EUDR 9.1c)
注: この規格では、「生産」(=production)国は「収穫」(=harvesting)国を意味します。
(EUDR 9.1c)、EUDR 2.14)

c) 関連製品が生産されたすべての土地区画の地理的位置。(出典: EUDR 9.1d)

d) 生産された日付あるいは期間

注: 本規格では、生産とは収穫を意味します。(出典: EUDR 9.1d 及び EUDR 2.14)

e) 関連製品の供給元である企業または個人の名前、住所、および電子メールアドレス
(EUDR 9.1e)

f) 関連製品を供給する企業、オペレーターまたはトレーダーの名前、住所、電子メールアドレス(EUDR 9.1f)

g) 関連製品がディフォレストेशन・フリーであるという、十分に確定的かつ検証可能な情報
(EUDR 9.1g)

h) 関連産品が、生産の目的でそれぞれの土地を使用する権利を与える取り決めを含み、生産国の関連法令に従って生産されたという十分に確定的かつ検証可能な情報
(EUDR 9.1h)

例 1: 使用できる情報源としては有効なFLEGTライセンス。(欧州連合の森林法施行ガバナンス・貿易行動計画)

例 2: 欧州委員会が、国別リスクレベルを低と割り当てた国で産出された関連製品の場合 確定的かつ検証可能な情報の例としては、伐採許可あるいは収穫宣言が挙げられます。(EUDR 9.1h)

2. EUへの輸出、さらなる加工と販売

ベトナムの組織は、テーブルベースをポルトガルに輸出しています。

質問

- (1) PEFC ST 2002-1:2024 を認証範囲とするポルトガルの PEFC 認証輸入業者が、リスボンの港で貨物を受け取りました。輸入業者が税関を通し商品を受け取るために何をしましたか？

回答＝ 輸入業者はオペレーターであるため、9.1.1に従ってDDステートメントを提出します。オペレーターは、供給者から提供された情報が正確であり、PEFC EUDR DDSにおいてすべての情報のチェックを行っていることを確認する義務があります。オペレーターは、付録1に従ってEUDDステートメントを作成し、根拠のある懸念がないことを確認し、参照番号を得るためにEU情報センターにDDステートメントを提出します。
DDステートメントには、輸入されたテーブルベースおよびポルトガル産の原材料に対する以前の参照番号を使用することができます。

- (2) ポルトガルの輸入業者は無事通関手続きを終え、貨物を倉庫に運び、ポルトガルの家具メーカーに販売します。テーブルベースが家具メーカーに到着したときの原材料カテゴリーはどうなりますか？

回答＝ 参照番号付きPEFC-EUDR

- (3)ポルトガルの家具メーカーは、EU域外から調達したテーブルベースとポルトガルから調達したオーク材とコルク材の天板を用いテーブルを製造している大企業です。同企業は、また、PEFC ST 2002-1:2024を認証範囲に含む認証を取得しています。
テーブルベースに関するすべての情報を輸入者から収集する必要がありますか？

回答＝ 5.1.1 参照。参照番号が必要です。その他の情報は ”要求に応じて ”提供されます。

- (4) 家具メーカーは、ポルトガルのPEFC認証森林からオーク材とコルク(オークの木から)を購入しています。ここで適用される可能性のある様々な投入原材料カテゴリーについて説明しなさい。

回答＝ 木材とコルクは100%PEFC認証。物理的に分離されたPEFC認証業者を経由した場合は、100%PEFC由来となる可能性があります。

ポルトガルの国内 SFM システムが、改正国際SMF規格に基づき、EUDR に準拠している場合、原材料カテゴリーは「参照番号付きPEFC-EUDR」となります。ポルトガルの国内 SFM システムが準拠していない場合、原材料カテゴリーは「非 PEFC-EUDR 」となります。

注:コルクは EUDR の対象ではありません。

- (5) オーク材とコルクは参照番号付きですか？

回答＝ はい、ポルトガルは EU に加盟しているため、原材料を市場に出荷する者はオペレーターとなります。

- (6) 家具メーカーはオーク材とコルクについてEUDRのDDSを実施します。
どの表を使用すれば良いですか？

回答= 表3のi、表4のi、表6のiとii、表7。

- (7) 家具メーカーがEUDR DDSを完了し、パーセンテージ方式を使用して、ベトナム産のベースとポルトガル産のオーク材とコルクの天板を使用したテーブルを作成したと仮定します。

製品に対する主張は何ですか？

回答 = PEFC-EUDR X% PEFC 認証

- (8) 家具メーカーはこの製品について EU デューデシリジェンス・ステートメントを作成する必要がありますか？

回答= はい。非SMEトレーダーとしてDD ステートメントを提出しなければなりません。
森林所有者/トレーダーから提供された参照番号を参照することができる。ステートメントには
EUDRの付属書 2 に従って、求められているすべての地理的位置情報およびその他の情報を含
める必要があります。

- (9) テーブルの天板が重量／体積でテーブルの70%を占めると仮定します。メーカーはどのような主張をし、またロゴ・ラベルを使用する可能性がありますか？

回答= 主張はPEFC-EUDR 70%PEFC認証。既存の商標規則に変更はないので、PEFC ST 2001 2020 を参照。製品には、製品ラベルに付すことができますが、EUDR 関連のロゴ/メッセージは新たに承認されていないことに注意。

- (10) この家具メーカーは現在、これらのテーブルをリスボン港のオペレーターに一括販売しており、そのオペレーターがスウェーデン、デンマーク、ギリシャ、英国に輸出しています。しばらくして、テーブルベースに使われていたベトナムの非認証材料に深刻な問題があることが判明しました。
この状況を誰に、どのようなタイミングで知らせる必要がありますか？

回答= 第7章、特に7.2、7.3、7.4を参照。家具メーカーはポルトガルの管轄当局に、オペレーターはポルトガル、スウェーデン、デンマーク、ギリシャの各当局に伝える必要があります。
(英国はEUに属していない)。

タイミングは "即時"。調査は10営業日以内に開始すべきです。家具メーカーはオペレーターおよび/またはトレーダーである可能性のある他の顧客にも通知する必要があります。

- (11) もしあなたが PEFC COC ポルトガルのトレーダーであり、このような通知を受け取ったとしたら、どうすべきですか？

回答= 10.4 参照。状況が解決するまで、すべての在庫を隔離します。